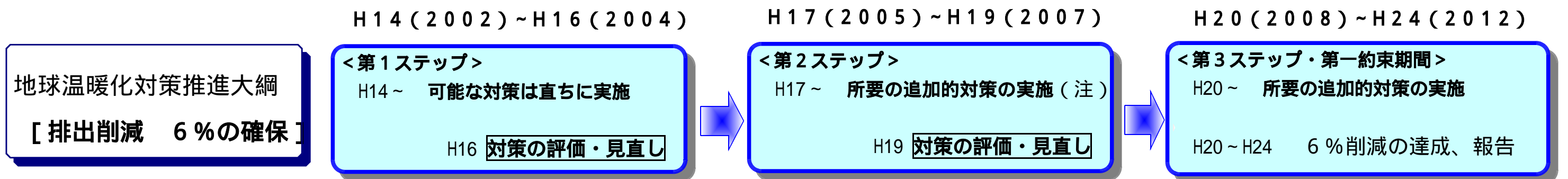


# 地球温暖化防止森林吸収源 10 年対策の枠組み



(注) 中環審地球温暖化対策税制専門委報告「温暖化対策税制の具体的な制度の案」において、「2004年の評価・見直しの結果、必要とされた場合には、2005年以降早期に温暖化対策税を導入すべき」とされ、  
 税込活用のイメージとして「吸収源対策となる森林の保全・整備」を掲示。

## 森林吸収源10年対策

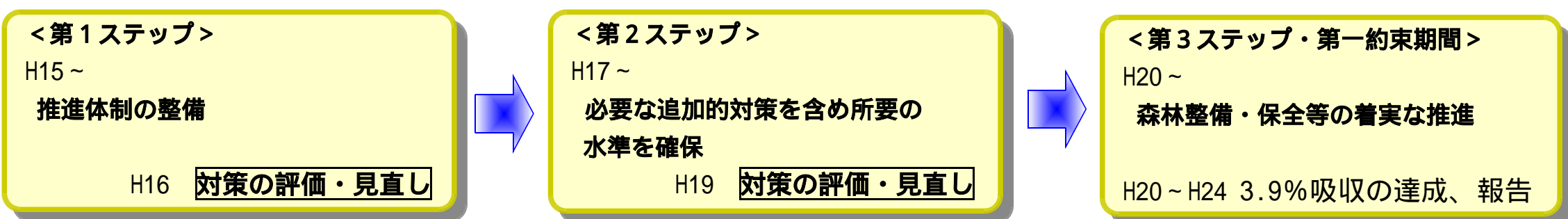
[ 吸収量 3.9%の確保 ]

第一約束期間における森林吸収量3.9%を達成するためには、国内森林の7割(1750万ha)について、吸収量算入の要件である「適切な森林経営」を実施し、持続可能な形で森林蓄積の増加1300万炭素トン相当を確保する必要

- ・ 育成林においては、森林・林業基本計画の目標達成に必要な適切な森林整備を展開する必要
- ・ 保安林等においては、適切な管理・保全を実施することが必要
- ・ 併せて、木材の利用、国民参加の森林づくり、報告・検証体制の強化を推進

現状程度の整備水準では吸収量は3.9%を大幅に下回るおそれがあることから、コスト縮減に取り組むなど効率的かつ効果的な整備を推進しつつ、労働力確保や木材利用の促進との関係も踏まえ、当面、即座に着手すべき推進体制の確立等を優先し、10年間にわたり、節目節目に対策の内容を見直すことも含めて、着実な推進に努力

育成林約1160万ha、天然生保安林等約590万haについて、森林・林業基本計画の目標達成に必要な、適切な森林整備、保全管理を推進



H15:  
 ・ 林野公共事業の強化を図りつつ、重点化・効率化  
 ・ 雇用対策と連携した労働力の育成・確保  
 ・ 木質バイオマス利用施設の整備  
 ・ 吸収量の報告・検証体制の整備  
 ・ 関係府省との連携強化等を通じて、最大限の効果を確保

H16:  
 ・ 温暖化対策全体と合せ、対策の評価・見直し

H17~:  
 第1ステップの進捗状況を踏まえ、必要な追加的対策を含め、森林整備の強化を図る

H19:  
 ・ 条約事務局による検証・報告体制の審査  
 ・ 温暖化対策全体と合せ、対策の評価・見直し

H20~  
 温暖化対策全体の評価・見直しに合わせて、10年対策についても進捗状況等の評価に基づく見直し

3.9%吸収量を達成し、毎年報告

